

# 契約管理委員会

## 次 第

令和6年1月24日（水）11時00分～  
オンライン会議

### 1 付議案件

#### (1) 契約手続実施前の案件

第1号議案：Tokyo Innovation Base 施設整備等業務委託

第2号議案：大型ステージビジョン等の買入れ

### 2 報告案件

#### (1) 実行委員会活動のホームページでの掲載について

### 3 次回の開催について

#### 【資料】

資料1 Tokyo Innovation Base の現況について

資料2～7 各契約付議案件資料

※資料4及び資料7については、厳格管理情報のため、当日投影いたします。

資料8 実行委員会活動のホームページでの掲載について

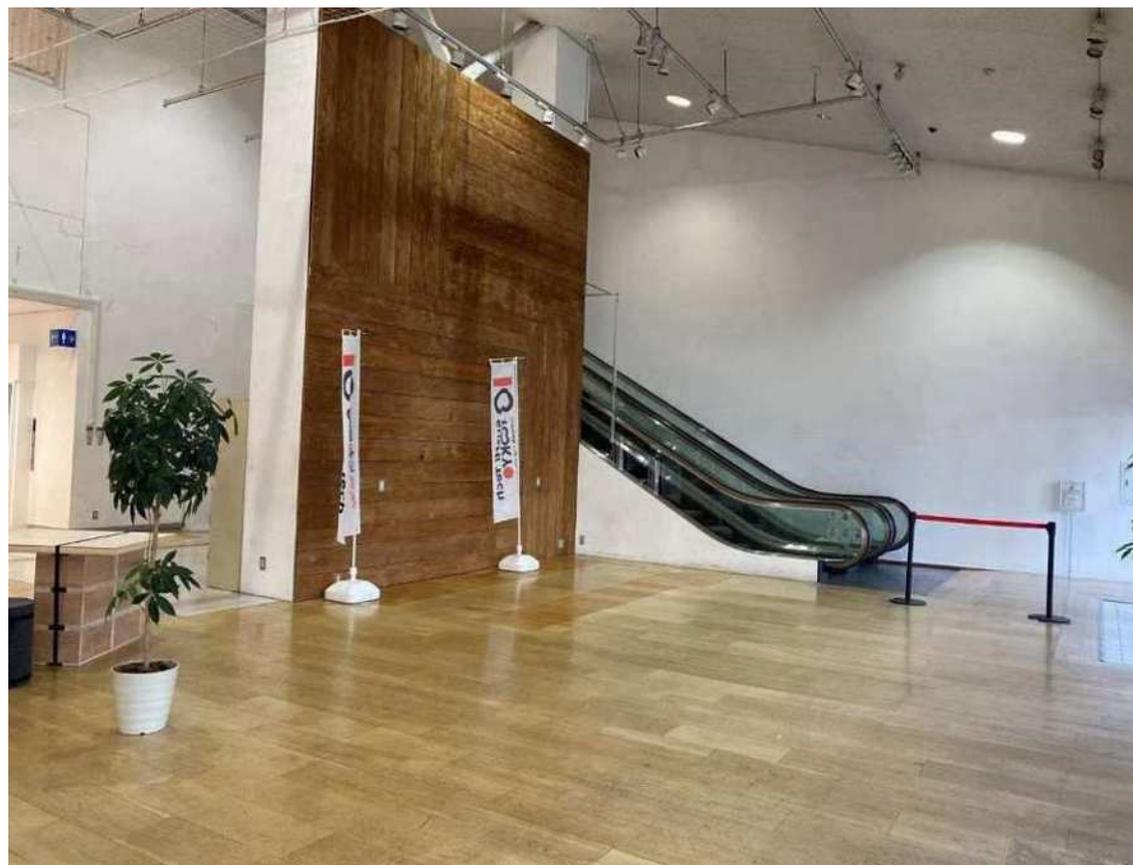
別添1 契約関連書類（議案1）

別添2 契約関連書類（議案2）

# Tokyo Innovation Baseの現況について

1階

エントランス



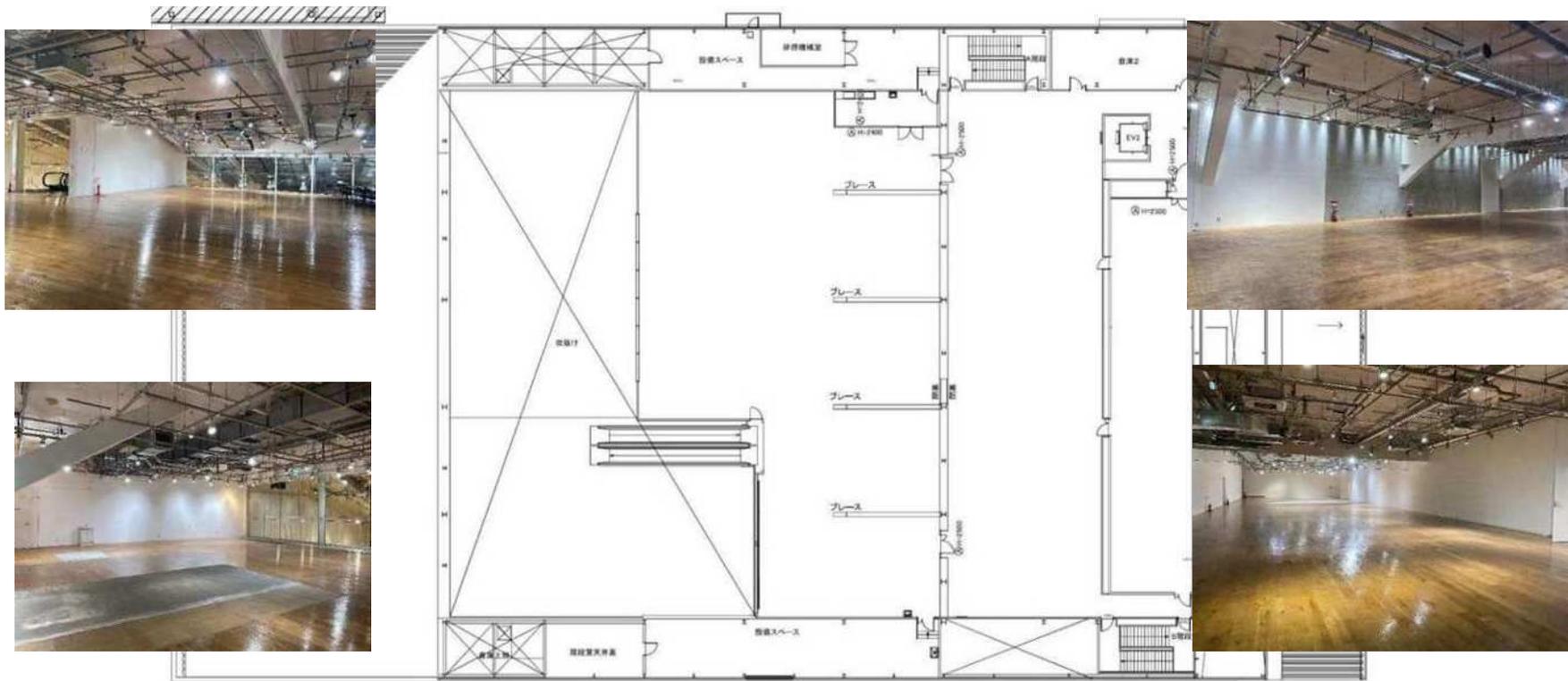
# Tokyo Innovation Baseの現況について

2階



# Tokyo Innovation Baseの現況について

3階



# Tokyo Innovation Base施設整備等業務委託

令和6年5月の本格オープンに向け、TIB 3階にワークスペース、ラウンジ、打合せスペース、常駐者用スペース、受付コーナーなどの施設整備を実施し、スタートアップ支援者等が交流を図る空間を構築する。また、施設の1、2階においても案内サインや什器などを設置し、スタートアップやその関係者がより利用しやすく、交流しやすい環境を整備する。

## 1 委託概要

- (1) 委託件名：Tokyo Innovation Base施設整備等業務委託  
(1月下旬に公募開始予定：準備契約)
- (2) 発注方式：競争入札方式
- (3) 委託期間：令和6年5月31日まで  
(施設整備については令和6年5月13日まで)
- (4) 概算額： (円)
- (5) 仕様書等：事前送付資料（別添1）参照

## 2 今後の予定

- 1月24日：公示
- 1月31日：業者指名
- 2月8日：開札
- 4月1日：契約

## 3 委託内容について

- 1階：サイン、什器などの整備
- 2階：サイン、Webブース、什器などの整備
- 3階：内装、電源、造作家具、パーテーション、ディスプレイ、サイン、Webブース、什器などの整備



案件概要

調達方式: 競争入札方式

共通	
件名	Tokyo Innovation Base施設整備等業務委託
履行場所	SusHi Tech Square(東京都千代田区丸の内三丁目8番3号)
契約期間	納入期限: 令和6年5月31日

内容	
<p>(1)概要                      令和6年5月の本格オープンに向け、TIB3階にワークスペース、ラウンジ、打合せスペース、常駐者用スペース、受付コーナーなどの施設整備を実施し、スタートアップ支援者等が交流を図る空間を構築する。また、施設の1、2階においても案内サインや什器などを設置し、スタートアップやその関係者がより利用しやすく、交流しやすい環境を整備する。</p>	
<p>(2)委託内容                      1階:サイン、什器などの整備                      2階:サイン、Webブース、什器などの整備                      3階:内装、電源、造作家具、パーテーション、ディスプレイ、サイン、Webブース、什器などの整備</p> <p>※詳細は別添1のとおり</p>	
<p>(3)日程(予定)                      ・案件公表・希望受付: 令和6年1月24日15時00分～令和6年1月30日17時00分                      ・業者説明会: 令和6年2月1日                      ・開札: 令和6年2月8日14時00分                      ・契約締結: 令和6年4月1日(準備契約)</p>	

予定価格の算出方法	
(※厳格管理情報のため、詳細は別紙を添付する)	

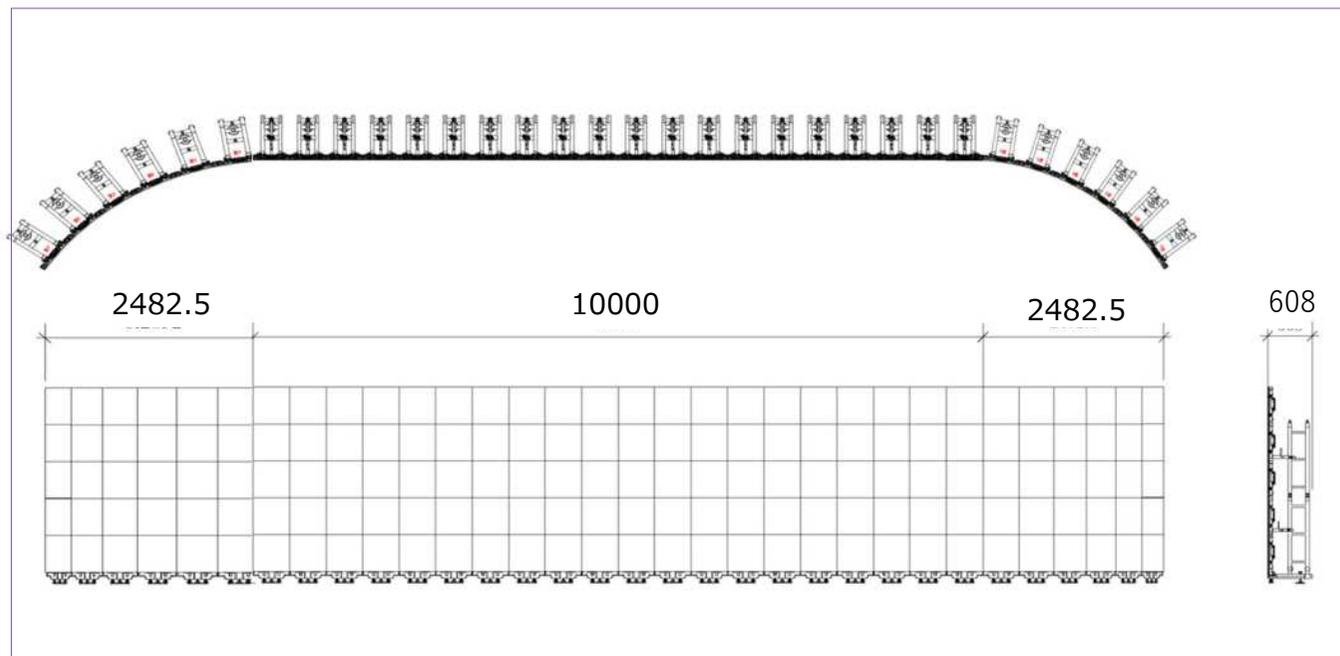
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
本件は競争入札である。	

※仕様書、募集要領、審査基準等は別添のとおり

# 大型ステージビジョン等の買入れ

- TIBをグローバルイベントを開催できる会場とするために、海外イベントで使われることが多いLEDモニターを導入
- 世界的なスタートアップのCXOクラスのTEDスタイルのプレゼン、スタートアップによるアクセラレーションプログラムのデモデイ等での活用を想定

OLEDモニターのイメージ



○設置予定場所 (STAGE)



○設置イメージ (キックオフイベント)



# 大型ステージビジョン等の買入れ

## 1 調達概要

- (1) 件名：LEDモニター等の買入れ  
(1月下旬に公募開始予定：準備契約)
- (2) 発注方式：競争入札方式
- (3) 納入期限：令和6年5月13日
- (4) 概算額： (円)
- (5) 仕様書：事前送付資料（別添2）参照

## 2 今後の予定

- 1月24日：公示
- 1月31日：業者指名
- 2月8日：開札
- 4月1日：契約

## 3 調達内容について

- LEDユニット（保守含む）、制御ユニット
- 映像・音響機器関連（外部PCからの入力用）
- 制御機器関連



組みあがりサイズ：縦約3m×横約15m



海外イベントでのLEDモニター利用例

## 案件概要

調達方式: 競争入札方式

共通	
件名	大型ステージビジョン等の買入れ
履行場所	SusHi Tech Square(東京都千代田区丸の内三丁目8番3号)
契約期間	納入期限: 令和6年5月12日

内容
(1) 概要 Tokyo Innovation Baseをグローバルイベントを開催できる会場とするために、世界的なスタートアップのCXOクラスのTEDスタイルのプレゼン、スタートアップによるアクセラレーションプログラムのデモデイ等での活用を想定し、海外イベントで使われることが多いLEDモニターを導入する。 本契約では、LEDモニター及びその周辺機器(音響・映像機器、制御機器)を買入れる。
(2) 調達内容 ・LED機器関連(LEDユニット(保証付帯)、LED制御ユニット) ・映像・音響機器関連 ・制御機器関連 ※詳細は仕様書別紙「仕様内訳書」のとおり
(3) 日程(予定) ・案件公表・希望受付: 令和6年1月24日15時00分～令和6年1月30日17時00分 ・業者説明会: 令和6年2月1日 ・開札: 令和6年2月8日14時00分 ・契約締結: 令和6年4月1日(準備契約)

予定価格の算出方法
(※厳格管理情報のため、詳細は別紙を添付する)

調達方式が競争入札以外の場合の理由
本件は競争入札である。

※仕様書等は別添のとおり

# 実行委員会活動のホームページでの掲載について

○東京都HP上に実行委員会専用のページを開設し、実行委員会の活動状況について適切に公表する。

開設予定時期：2月上旬から順次公開

## 【掲載内容】

### 1 実行委員会について

- ・ 委員名簿
- ・ 関連規程
- ・ 委員会資料
- ・ 議事要旨

### 2 契約管理委員会について

- ・ 関連規程
- ・ 委員会資料
- ・ 議事要旨
- ・ 入札経過情報

### 3 決算・監査情報

## 【レイアウトイメージ】

東京2025世界陸上競技選手権大会に係る「契約・調達管理会議」の設置について

2024年1月10日

東京2025世界陸上競技選手権大会の準備、運営を実施するに当たり、東京都、公益財団法人日本陸上競技連盟及び一般財団法人東京2025世界陸上財団の三者共同で「契約・調達管理会議」を設置しました。

「契約・調達管理会議」では、本大会における買入れ、請負その他の契約の手續等の公正性、公平性及び透明性を担保するために、予算執行及び契約調達事務の厳正な確認を実施します。

なお、契約案件を含む会議資料及び議事要旨については、契約締結後に公表予定です。

- PDF 設置要旨
- PDF 委員名簿

2024年1月10日（水）開催 第8回契約・調達管理会議

- PDF 決議
- 会議資料
- 議事要旨

※会議資料及び議事要旨につきましては、後日公表いたします。

2023年12月6日（水）開催 第7回契約・調達管理会議

- PDF 決議

※スポーツTOKYOインフォメーションHP

入札（見積）経過情報

令和5年度入札実施分

物品等（令和5年度分）

- 【電子入札案件】002 第11回グローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）実行手配業務委託
- 【電子入札案件】003 東京都立大学南九段キャンパス校野帳本帳の基盤転換の委託
- 【電子入札案件】004 夏季集中特別講義実施に係る運営等支援業務委託（概算契約）
- 【電子入札・特定調達案件】006 東京都立大学（日野キャンパス）で使用するカシスの発給（単発契約）（長期継続契約）
- 【電子入札案件】008 アイデア対決・全道高等専門学校ロボットコンテスト2023 関東甲信越地区大会の運営業務委託
- 【電子入札・特定調達案件】009 東京都立大学次期図書館システムハードウェア等の借入れ（長期継続契約）
- 【電子入札案件】010 機材設備部品の買入れ（R3）（その1）
- 【電子入札案件】011 東京都立大学（日野キャンパス）6号館共用スペース機器の買入れ
- 【電子入札・特定調達案件】022 東京都立大学（南六甲キャンパス）貸出用ノートパソコン、TALL教室機、ソフトウェア等の借入れ（長期継続契約）
- 【電子入札・特定調達案件】023 物理特性測定システム一式の買入れ
- 【電子入札・特定調達案件】024 図書館運営システムクラウドサービス構築構築及び借入れ委託（長期継続契約）
- 【電子入札案件】026 令和5年度研究実験室の作業環境測定業務委託
- 【電子入札案件】028 Microsoft Education A5利用に伴うシステム設計業務委託
- 【電子入札案件】029 令和5年度東京都立大学プレミアム・カレッジに係る包括的広報等委託
- 【電子入札案件】031 東京都立大学法人環境報告書2023作成業務委託
- 【電子入札案件】036 東京都立大学技術高等専門学校 ネットワーク装置システムの購入
- 【電子入札案件】037 東京都立大学（荒川キャンパス）X線発生装置の購入
- 【電子入札・特定調達案件】042 日野キャンパス（実験共用センター）授業機器の借入れ（長期継続契約）
- 【電子入札案件】044 タンバク製分取精製装置の購入
- 【電子入札案件】045 グローバル教育講座特別編（駐日大使による対談）の企画運営等支援業務委託（概算契約）

※東京都公立大学法人HP

※公表資料上、**契約に係る厳格管理情報**（予定価格、契約目途額の算出方法、参考見積、企画提案書等）、**契約管理委員会委員名**等は今後の契約の適正性を担保するため非公開とする。なお、議事要旨については各委員の事前確認を経ることとする。

## 仕様書

### 1. 件名

Tokyo Innovation Base 施設整備等業務委託

### 2. 事業の目的

「Tokyo Innovation Base」(以下、TIB とする)は、国内外からスタートアップに関わる様々な団体を集め、スタートアップへの重点的な支援を提供する一大拠点となるものである。アーリー以前を中心とするスタートアップや VC、大学などの幅広いステークホルダーの関心を惹きつけ、彼らと協働しスタートアップ関係者を繋ぐ結節点とすべく TIB を整備していく必要がある。

本委託では、令和 6 年 5 月の本格オープンに向け、TIB 3 階にワークスペース、ラウンジ、打合せスペース、常駐者用スペース、受付コーナーなどの施設整備を実施し、スタートアップ支援者等が交流を図る空間を構築する。また、施設の 1、2 階においても案内サインや什器などを設置し、スタートアップやその関係者がより利用しやすく、交流しやすい環境を整備するための業務を委託するものである。

なお、本委託で整備する施設の概要及び整備内容は以下のとおりである。

#### (1) 整備する施設の概要

##### ① ワークスペース

アクセラレーターや VC、スタートアップ支援拠点運営者等、スタートアップエコシステムを形成するプレイヤーが集い、交流するスペース

##### ② アクセラレーター等の常駐スペース

TIB において 2～20 名程度のアクセラレーターが常駐し、アクセラプログラム等を提供することを想定し、日々のミーティングやメンタリング等を実施可能なスペース

##### ③ ラウンジコーナー

TIB ユーザーが休憩したり、くつろげるような設備や備品のあるコーナー

##### ④ 受付コーナー

TIB ユーザーが施設案内や必要な情報を得ることができるコーナー

##### ⑤ その他

職員、スタッフ及び関係者が打合せ等をするスペース

#### (2) 整備内容

##### ① 内装整備

##### ② 電気設備整備

##### ③ 施設サイン整備

##### ④ 造作家具整備

##### ⑤ 什器・家具整備

##### ⑥ ローパーティション整備

- ⑦ Web プース整備
- ⑧ AV 設備・デジタルサイネージ整備
- ⑨ 植栽整備
- ⑩ 整備に係るその他業務

### 3. 契約期間

契約確定の日の翌日から令和 6 年 5 月 31 日まで

ただし、施設整備については令和 6 年 5 月 13 日までに完了させ、成果物を上記期間内までに納品すること。

### 4. 履行場所

SusHi Tech Square（東京都千代田区丸の内三丁目 8 番 3 号）

※「SusHi Tech Tokyo 2024 スタートアッププログラム 実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）が指定する場所

### 5. TIB 施設整備等業務

#### （1）施設整備

「内装設計資料及び什器等選定資料」（以下、「設計資料」という）に基づき、内装や什器整備等を実施する。

- ① 設計資料に記載された規格・仕様と同等以上の規格・仕様を有する仕上材、什器等を選定すること。
- ② 設計資料に記載された仕上材、什器等は、選定する際の参考として例示するものであり、指定するものではない。
- ③ 整備する仕上材、什器等は新品であること。
- ④ 例示する以外の什器等を採用しようとするときは、カタログの該当部分など、採用しようとする仕上材、什器等が仕様内容を満たしているか確認できる資料を実行委員会に提出すること。

#### （2）施設整備に係るその他業務

##### ① 整備内容の管理

「5.（1）施設整備」における設計資料に準拠した施設整備の現場管理、工程管理を実施するとともに、仮設計画等の計画書を作成し、実行委員会へ提出すること。

また、本施設は令和 5 年 11 月にプレオープンしており、一部内装・什器等の整備を行っている。そのため、本委託の実施にあたっては、設計資料に基づき、既設された内装仕上・設備・什器等と、本委託で整備する内装仕上・什器等の整備内容に不整合が生じないように、以下を実施すること。

1. 内装(クロスや塗装等)や造作家具の(カウンターやベンチ、バースペース)仕上げ材について、色見本やサンプル等を実行委員会に提出し、承諾を得ること。
2. 調達する什器等についてはリストを作成し、実行委員会へ提示し承諾を得ること。
3. 設計資料の記載内容が実施困難な場合には、実行委員会と整備内容を協議すること。

#### ② 諸官庁等協議

本委託の該当エリアについては、建築基準法上の事務用途に該当する点に留意する。個室・Web ブース等の新設に伴う防災設備等の設置にあたっては、諸官庁等との協議・届出を行い、施設整備完了時期が遅れないように全体スケジュールを鑑みながら実施すること。また、その他、必要に応じ諸官庁協議・届出を実施し、議事録等を提出すること。

#### ③ 作業時間の調整

本施設は令和6年2月以降、2階イベントスペースを10時から22時まで常時開館することを予定しており、作業時間帯等については以下のとおりとする。

2階については、作業及び搬出入等は22時30分から翌日9時30分まで(準備、清掃、後片付け、撤収を含む。)とする。

3階については、開館時間内の作業も実施できる。ただし、著しい騒音や粉塵、臭気等が発生する作業、搬出入等は2階と同様とする。

#### ④ 搬出入計画の作成

本委託の設計資料に基づき、EVサイズ等を考慮しながら搬出入計画を作成し、実行員会に提出すること。

#### ⑤ 施設内の養生の実施

搬出入経路については、EVカゴ内を含め養生を行うこと。また、作業に応じて施設内にも養生しながら作業にあたること。なお、2階については常時開館でのイベント実施を考慮した養生を行い、イベント内容によっては都度撤去再設置が発生するものとする。

#### ⑥ その他実行委員会又は受託者が必要とする事項

### 6. 実施計画及び定期報告等

#### (1) 実施計画の策定

- ① 本委託の実施に際し、受託者は施設整備着手の原則1週間前までに実施計画を策定し、実行委員会の承認を得ること。
- ② 受託者は実施計画の内容を変更しようとするときは、変更した実施計画を提出し、実行委員会の承認を得ること。

- (2) 連絡体制 実行委員会への連絡体制を整備し、各種報告業務の遂行に当たっては速やかに処理すること。
- (3) 定期報告
  - ① 本委託業務の進捗や状況を定期的に実行委員会に報告すること（週1回程度）。
  - ② 定期報告の際には、以下の内容に係る報告書を作成の上、実行委員会に提出すること（週1回程度）。
    - ア 受託者からの提案事項（随時）  
本委託業務の契約条件の範囲内において、改善すべき点等がある場合は、その解決策を含め、実行委員会に提案すること。
    - イ その他実行委員会又は受託者が必要とする事項（随時）

## 7. 成果物

- (1) 委託業務報告書
  - ① 「6. (3) 定期報告」で報告した内容等を踏まえ、委託業務全般の実施結果について報告すること。
  - ② 委託業務報告書はカラー紙媒体で3部、報告書のデータを格納したCD-ROM等1部を「16. 連絡先・担当」まで納品すること。
  - ③ 以上の成果物は、令和6年5月31日までに納品すること。
- (2) その他実行委員会が求める書類等  
「7. (1) 委託業務報告書」による報告の他、実行委員会の求めに応じて必要な書類を提出すること。

## 8. 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。「主要部分」とは、業務における総合的な企画、判断並びに業務遂行管理をいう。受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては、あらかじめ書面にて報告し、実行委員会の了承を得ること。また、再委託に当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならず、再委託先（以下、「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならず、この仕様書に定める事項について、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関しての一切の責任を負う。なお、受託者は、協力会社が東京都の競争入札参加有資格者でない場合、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認する。

## 9. 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の取扱いにあたっては、別紙1「個人情報に関する特記事項」及び別紙2

「SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会個人情報保護方針」を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。また、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

- (2) 実行委員会が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て実行委員会の保有個人情報であり、実行委員会の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、実行委員会保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を実行委員会に返却するものとする。

#### 10. 機密の保持について

- (1) 受託者は、本業務により得られたデータ・情報等について、本件の目的以外に使用してはならない。また、本業務により得られたデータ・情報等の使用・保存・処分等には、細心の注意を持ってあたり、外部に漏えいすることのないよう対策・体制を講じ、秘密の保持に万全を期すこと。なお、処分等については実行委員会と協議の上行うこととする。
- (2) 受託者は、実行委員会から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に実行委員会の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示してはならない。
- (3) 受託者は、実行委員会から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (4) 受託者は、実行委員会から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (5) 実行委員会は、受託者が秘密保持に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。
- (6) 電子情報の取扱いに関して、受託者は、「東京都サイバーセキュリティ基本方針（令和4年11月1日施行）」、「東京都サイバーセキュリティ対策基準（令和5年5月29日施行）」と同様の水準で情報セキュリティを確保すること。なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより、実行委員会が被害を被った場合には、実行委員会は受託者に損害賠償を請求することができる。実行委員会が請求する損害賠償額は実行委員会が実際に被った損害額とする。

#### 11. 著作権等の知的財産権の取扱い

- (1) 本委託においては、著作権、意匠権、知的財産権、肖像権等について処理済の素材を使用すること。
- (2) 本委託に使用する映像、イラスト、写真、人物、その他資料等について、第三者が利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ実行委員会に通知するととも

に、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (3) 本委託により得られる成果物及び著作物に対する著作権等は、全て（上映、頒布、貸与、複製、公衆送信及び二次利用権を含む）実行委員会に帰属する。
- (4) 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本委託の一環として制作する作品等の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、あらかじめ実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、実行委員会の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (6) その他、著作権等に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 12. 環境により良い自動車使用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 13. 委託料の支払

### (1) 支払い方法

支払いは、全ての業務の履行を確認後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括して行うこととする。

- (2) 不支給事由 実行委員会は受託者が次のいずれかに該当すると認められるときは、委託料を支給しないことができる。
  - ① 法令又は委託契約に違反した場合
  - ② 委託者による調査を拒否し、又は虚偽の報告をした場合
  - ③ 委託者の指示に従わなかった場合
  - ④ 偽りその他不正の行為により本委託業務を受託した場合
  - ⑤ 受託者の破産等、本委託業務を適正に実施することが困難であると委託者が判断した場合

#### 14. 委託契約の解除

実行委員会は、受託者が「13.（2）不支給事由」に掲げる①から⑤のいずれかに該当すると認めるときは委託契約を解除することができる。この場合において、委託契約の解除は将来に向かって効力を生じる。

#### 15. その他留意事項

- （1）本委託業務の実施に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任をもって対応すること。
- （2）受託者は、本委託業務の実施に当たり、本仕様書の定めのほか、関係法令、条例、規則等に従い、誠実に受託業務を処理すること。
- （3）受託者は、本事業の受託業務を行うために提供された施設又は備品を本業務以外の目的で使用してはならない。
- （4）実行委員会は、受託者が本委託契約の各種業務を適切に実施していないと認めるときその他本委託契約の各種業務の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者と協議の上、必要な措置を決定する。
- （5）受託者は、本委託の履行に際し、本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに実行委員会と協議するものとする。
- （6）新型コロナウイルス感染症等の拡大及び荒天等を理由に、やむを得ず延期、中止する場合がある。中止に伴う対応については、合理的な範囲において実行委員会との減額等に係る協議に応じるものとする。
- （7）契約金額には本業務の履行にかかる一切の費用を含む。
- （8）上記のほか整備等を進める中で生じた課題について検討すること。
- （9）実行委員会は、受託者が本仕様書に定める事項を逸脱する行為をしたと認めた場合、受託者に再業務を命じることができるものとする。
- （10）受託者は、本委託業務を実施するに当たって、故意又は過失により実行委員会又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責任を負う。

#### 16. 連絡先

SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会事務局

（東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部スタートアップ推進課スタートアップ戦略推進担当）

電話：03-5388-2106

## 個人情報に関する特記事項

### (定義)

第 1 本業務において、実行委員会の保有する個人情報（以下、単に「個人情報」という。）とは、実行委員会が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が実行委員会に代わって行う本業務の過程で収集した個人情報のすべてをいい、受託者独自のものと明確に区分しなければならない。

### (個人情報の保護に係る受託者の責務)

第 2 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成 2 年東京都条例第 113 号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

### (再委託の禁止)

第 3 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ実行委員会の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書きに基づき実行委員会に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法を文書で提出しなければならない。

### (秘密の保持)

第 4 受託者は、第 3 第 1 項ただし書きにより実行委員会が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第 3 第 1 項ただし書きにより、実行委員会が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

### (目的外使用の禁止)

第 5 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第 3 第 1 項ただし書きにより実行委員会が承認した部分を除き、契約の履行によ

り知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第 6 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、実行委員会から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、実行委員会の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第 7 受託者は、実行委員会から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 受託者は、実行委員会から要求があった場合には、前項の管理記録を実行委員会に提出しなければならない。

(受託者の安全対策と管理体制資料の提出)

第 8 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

(1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理

(2) 実行委員会から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理

(3) 契約履行過程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピー等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理

(4) その他仕様等で指定したもの

2 実行委員会は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

(実行委員会の検査監督権)

第 9 実行委員会は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、実行委員会から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

第 10 受託者は、この契約による業務を処理するため実行委員会から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに実行委員会に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第 7 第 2 項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第 11 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

2 第 3 第 1 項ただし書きにより実行委員会が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め実行委員会に報告しなければならない。

(事故発生の通知)

第 12 受託者は、委託業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって実行委員会に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従わなければならない。

(実行委員会の解除権)

第 13 実行委員会は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除することができる。

(疑義についての協議)

第 14 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両

者協議の上定める。

## SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム

### 実行委員会個人情報保護方針

SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取組を実施いたします。

#### 1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

イベントの実施にかかる個人情報の取り扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守いたします。

#### 2 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び実行委員会委員以外の者への提供は、今後のイベント開催にかかる案内や、イベント主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

#### 3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

#### 4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員、実行委員会事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03（5388）2106（直）

# 希望票 兼 秘密保持誓約書

令和 年 月 日

Sushi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会 御中

当社は、【Tokyo Innovation Base 施設整備等業務委託】に応募いたします。なお、応募にあたっては、裏面にある誓約事項について誓約します。

商号又は名称

所在地

代表者指名

東京都入札参加資格における営業種目及び格付順位

担当者名

担当者所属

連絡先電話番号

メールアドレス

<誓約事項>

1 本契約への参加にあたり、SusHi Tech Tokyo2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会（以下、実行委員会という。）から指名通知以降に提供される全ての情報及び資料（以下「本秘密情報」という。）について、厳に秘密を保持するものとし、2に記載する目的以外で、実行委員会の書面による承諾なく、複写又は複製し、若しくは第三者に開示、遺漏しないことを固く誓約します。

なお、実行委員会の承諾を得て複写・複製する場合には、当該複写・複製物についても本秘密情報として扱います。また、実行委員会の承諾を得て第三者に本秘密情報を開示する場合は、本誓約事項に定めるのと同等の義務を当該第三者に負わせることを誓約します。

2 本秘密情報を本契約手続以外のいかなる目的にも使用しません。

3 実行委員会からの要請があった場合は、本秘密情報が含まれる一切の資料を直ちに返還又は廃棄することを誓約します。

4 自己の責に帰すべき事由（1に基づき本秘密情報を開示した第三者の責に帰すべき事由を含む。）により、本秘密情報が漏洩し、これにより実行委員会に損害を与えたときは、実行委員会に対してその一切の損害を賠償することを確約します。

## 辞退届

令和 年 月 日

SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会 御中

Tokyo Innovation Base 施設整備等業務委託への応募を辞退します。

貴社名

住所

代表者

印

担当部課及び担当者名

連絡先電話番号

メールアドレス

辞退理由

## 質 問 票

件 名	Tokyo Innovation Base 施設整備等業務委託
質問事項	
質問者 (必ず記載)	貴 社 名 : 担 当 者 氏 名 : 電 話 番 号 : メールアドレス :  ※質問の回答は記載されたメールアドレスあてに送付させていただきます。

令和6年2月1日（木）午前9時から令和6年2月5日（月）正午までの期間に電子メール（S1130102(at)section.metro.tokyo.jp）にてお送りください。

お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。

## 競争入札募集要領

### 第1 発注情報

#### 1 件名

Tokyo Innovation Base 施設整備等業務委託

#### 2 履行場所

SusHi Tech Square（東京都千代田区丸の内三丁目8番3号）

#### 3 概要

令和6年5月の本格オープンに向け、TIB3階にワークスペース、ラウンジ、打合せスペース、常駐者用スペース、受付コーナーなどの施設整備を実施し、スタートアップ支援者等が交流を図る空間を構築する。また、施設の1、2階においても案内サインや什器などを設置し、スタートアップやその関係者がより利用しやすく、交流しやすい環境を整備する。詳細は仕様書のとおり。

#### 4 履行期限

令和6年5月31日

ただし、施設整備については令和6年5月13日までに完了させ、成果物を上記期間内までに納品すること。

#### 5 契約方法

希望制指名競争入札

#### 6 開札予定日時

令和6年2月8日14時00分

#### 7 希望申請期間

令和6年1月24日14時00分から令和6年1月30日17時00分

#### 8 希望申請場所

電子メールによる。

「第3 問合せ先」に記載したメールアドレスへ、「希望票兼秘密保持誓約書」を提出すること。なお、東京都の物品買入れ等競争入札参加資格証の写しを添付すること。

## 9 質問期間

令和6年2月1日（木）午前9時から令和6年2月5日（月）正午まで。

「第3 問合せ先」に記載したメールアドレスへ「質問票」を提出すること。なお、質問がない場合についても、「質問票」に質問がない旨を記入し、電子メールで提出すること。

## 10 仕様説明会

令和6年2月1日（予定）

「2 履行場所」現地での実施を予定している。詳細は指名のあったものに対して別途通知する。なお、指名者数によっては、仕様説明会を複数日設けることがある。

## 11 配布資料等

### (1) 仕様書

なお、指名通知後に、指名のあった者に対しては追加の資料を配布する。

## 12 辞退

(1) 希望申請した者は、入札時まで、いつでも入札参加を辞退することができる。

(2) 希望申請した者が入札参加を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行う。

(ア) 入札前においては、「第3 問合せ先」に記載したメールアドレスへ、辞退届を提出すること。

(イ) 入札中においては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入する。

(3) 入札参加を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 13 希望申請要件

(1) 東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「仕器・家具」の「A」の等級に格付けされていること。

(2) 以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの

(イ) 東京都から指名停止措置を受けているもの

(ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人

(エ) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中であるもの

(3) 希望票兼秘密保持誓約書に記載の誓約事項に誓約すること。

(4) 仕様説明会に参加すること。

#### 14 発注情報備考

- (1) 希望票の提出があっても必ず指名されるとはかぎりません。
- (2) 指名通知は、令和6年1月31日(水)に行う予定です。
- (3) 仕様に関する問合せは、「9 質問期間」内に行うことができます。
- (4) 質問への回答は令和6年2月6日(火)に行う予定です。なお、回答は回答日時時点で辞退届を提出していない参加者全員に対し、電子メールで送付します。  
※参加者からの質問がなかった場合には回答は行いません
- (5) 契約締結にあたっては東京都の契約規程に準拠し、東京都契約事務規則第37条第一項に定める東京都標準契約書を使用します。
- (6) 契約代金は、全ての業務の履行を確認後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括して支払います。
- (7) 本契約は、「SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム 実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）令和6年度取支予算が、令和6年3月31日までに実行委員会で可決された場合において、令和6年4月1日に確定します。
- (8) 本契約の開札後に実施される契約管理委員会の契約締結前審査を経て、落札者が決定します。落札候補者は、必要に応じて当該審査にご協力いただく場合があります。

#### 第2 競争入札参加情報

##### 1 入札の基本的事項

- (1) 入札参加者は、発注者から指示された図面、仕様書、内訳書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。
- (2) 図面、仕様書及び内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- (3) 入札は、総価により行わなければならない。

##### 2 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に

開示してはならない。

(4) 入札参加者は、入札前に予定価格及び他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

### 3 入札

(1) 入札参加者は、発注者が指定する入札書に必要な事項を記載し、署名又は記名押印の上、封をして、あらかじめ指名通知において示した日時及び場所において、実行委員会の担当者の指示により入札箱に投入しなければならない。

(2) 入札は、代理人に行わせることができる。この場合においては、当該代理人に入札前に委任状を提出させなければならない。

### 4 入札書の書換え等の禁止

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### 5 開札

(1) 開札は、入札の終了後、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(2) 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない実行委員会担当者を立ち合わせる。

### 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のしたもの

(2) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に署名及び記名押印のいずれもないもの

(3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したものの入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの

(4) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係るもの

(5) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

(6) 一定の金額で価格を表示していないもの

(7) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(8) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

### 7 落札者及び落札予定者

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。

## 8 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- (2) 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。
- (3) 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が6の規定により無効とされなかったものに限る。
- (4) 再度入札において入札参加者が入札を辞退するときは、実行委員会の担当者等が指定した当該再度入札締切日時までに、その旨の書面を担当者等に直接持参するか、「第3 問合せ先」に記載したメールアドレスへ送付するものとする。

## 9 くじによる落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 前2項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない実行委員会の担当者がくじを引くものとする。

## 第3 問合せ先

SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会事務局  
(東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部スタートアップ推進課内)  
住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第一本庁舎14階  
電話：03-5388-2106  
メールアドレス：S1130102(at)section.metro.tokyo.jp  
お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。

## 仕様書

### 1 件名

大型ステージビジョン等の買入れ

### 2 納入場所

SusHi Tech Square（東京都千代田区丸の内三丁目8番3号）

### 3 納入期限

令和6年5月12日

### 4 品名及び数量等

- (1) 別紙1「仕様内訳書」のとおり。
- (2) LEDユニットは既設のステージ上に設置する。組み上がりの画面サイズは、高さ3,000mm、幅14,000mm程度となることとし、別途提供するステージの仕様を踏まえること。なお、組み上がり両端を湾曲し、全体で3面以上となることができるものとし、詳細は「SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム 実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）の担当者と調整の上決定すること。
- (3) 納入日から起算して3年間の保証を付帯すること。保証の内容は以下とする。
  - ・年1回定期点検保守作業を行うこと。
  - ・年3回までは本契約の保守範囲内で修理対応を行うこと（定期点検保守作業を除く）。
  - ・平日9時30分から17時30分までの間で受付窓口を設置すること。
  - ・納入から半年間は、機器の利用等に対する技術支援を実施すること。
  - ・保守対応については、平日の日中は実行委員会の担当者からの作業要請に迅速に対応できるよう体制を整えること。なお、休日・夜間については主要なイベントの開催前など、実行委員会担当者と調整の上、指定された日付には迅速に対応できるようにすること。
  - ・納入時には、保証期間内における修理用として予備のLEDモジュールや基板等を必要数併せて納入すること。
  - ・LEDモニター以外の機器故障に関しては、本保証範囲に含まない。
- (4) LED設置に係る運搬費用や作業費（調査費、設置作業費、配線作業費、電気作業費等）及び搬入に要する養生材や雑材費一式が含まれること。
- (5) 設置予定場所に既設の映像・音響機器と連携させること。
- (6) LEDモニターを「SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム 実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）の担当者と調整の上、同意を得た形に設置し、映像・音響機器および制御用機器を接続の上、すぐに利用開始な状態で引き渡

しを行うこと。なお、接続に必要なケーブル類や資材等の一式は本調達に含めること。

## 5 共通事項

- (1) 別紙1「仕様内訳書」等に記載された規格・性能と同等以上の規格・性能を有する製品を選定すること。
- (2) 参考製品は、製品を選定する際の参考として例示するものであり、指定するものではない。
- (3) 納入される製品は新品であること。
- (4) 参考製品として例示する以外の製品を採用しようとするときは「同等品申請書」及び製品カタログの該当部分など、採用しようとする製品が仕様内容を満たしているか確認できる資料を実行委員会に提出すること。

## 6 納入等

- (1) 納入、組み立てに要する諸費用は、すべて受注者の負担とし、契約金額に含む。
- (2) それぞれの物品を、納入場所へ納品し、実行委員会の担当者が指定する場所へ設置すること。設置場所の詳細については、契約締結後、実行委員会の担当者より受注者に提供する。
- (3) 組み立てが必要な製品がある場合は、組み立てた状態で納品又は、分解された状態で搬入後、(4)の納入・組み立てスケジュールに基づき組み立て、引き渡し、納品すること。
- (4) 納入・組み立てスケジュールについては、実行委員会の担当者と調整の上、決定すること。なお、設置場所においては日中はイベント等を実施する可能性があるため、休日や夜間での作業を中心とすること。
- (5) 納入・組み立て中も、実行委員会の担当者と調整の上、原則として日中は既設の音響・映像機器が使える状況を保つこと。
- (6) 納入物の梱包材等は、受注者の責任において引取り、関係法令に基づき処分すること。
- (7) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用させる場合は、次の事項を遵守すること。
  - (ア) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - (イ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (8) 納入の際、車両を駐車する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、アイドリング・ストップを遵守すること。
- (9) 納入の際、駐車場を利用する場合の駐車料金は受注者の負担とすること。
- (10) 既存の建物、施設及び設備に損害を与えることのないよう必要な措置を講じること。万一損害を与えた場合は、受注者の負担により原状に復旧すること。
- (11) 本契約の履行に当たり、納入条件を満たすことを要件に、運送事業者を利用した納入を可能とする。この場合、事前に実行委員会の担当者へ連絡すること。

## 7 履行確認

- (1) 受注者は、納入に際して検査を受け、合格しなければならない。実行委員会の担当者が、検査の実施に伴い要領書等の提出が必要と認めた場合、受注者は、その指示に基づき検査要領書等を提出すること。
- (2) (1)に定める検査は、原則として納入時に実施する。また、受注者は、実行委員会の担当者から日時を定めて検査立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 受注者が正当な理由なく前項における検査に立ち会わないときは、実行委員会の担当者は、受注者が欠席のまま検査を実施することができる。この場合において、受注者は検査の結果について異議を申し出ることができない。
- (4) 運送事業者により納入する場合、受注者が事前に実行委員会の担当者に検査立会いを希望する旨を申し出ないときは、前項に準じて取扱うものとする。
- (5) 4(3)に記載する内容を除き、物品の保証期間は、完了検査合格の日から1年間とする。ただし、製造元において1年以上の無償保証期間を設けている物品は、その期間とする。

## 8 支払方法

一括払いとし、納入物件検収後、受託者から請求書を徴して処理する。

## 9 その他

- (1) 履行に際し、取付工事等が必要な場合は、原則として東京都工事標準仕様書に準じること。
- (2) 履行に際し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (3) 履行に際し、万一、仕様書の事項が守られない場合、不適切な履行、公序良俗に反する行為等により実行委員会に不利益や損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責めを免れない。
- (4) 履行に際し、実行委員会が別途契約する Tokyo Innovation Base 運營業務の受託者と調整すること。
- (5) その他、本件の履行に際し、不明な点は、実行委員会の担当者と協議すること。
- (6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は実行委員会と協議して決定する。

#### 10 担当部署

SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会事務局

(東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部スタートアップ推進課スタートアップ戦略推進担当)

電話：03-5388-2106

## 付 記

### (個人情報の保護)

本業務において、実行委員会が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報はすべて実行委員会の保有する個人情報とする。

受託者は実行委員会の保有する個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び「東京都個人情報の保護に関する条例」(平成2年東京都条例113号)を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うこと。

実行委員会は受託者が個人情報保護に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。上記責務及び秘密保持に特に必要な事項は、以下のとおりとする。

- ・ 実行委員会の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
- ・ 再委託の禁止又は許可された場合、再委託先にも本項と同様の秘密保持に関する扱いとする責務を課すこと。
- ・ 実行委員会の保有する個人情報の複写及び複製の禁止
- ・ 業務終了後、速やかに実行委員会の保有する個人情報の記載のある提供資料等を返還すること。
- ・ 受託業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が厳重な注意を払い実行委員会の保有する個人情報を管理すること。
- ・ 実行委員会が必要に応じて行う東京都の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。
- ・ 事故発生時には速やかに報告すること。
- ・ その他、本業務を履行するに際して必要な実行委員会の保有する個人情報の保護に関する事項について、実行委員会との協議のうえ取り扱うこと。

別紙1 仕様内訳書			参考製品	
No.	名称	仕様	メーカー名	品番
<b>LED 機器関連</b>				
1	LED ユニット	画素ピッチ：2.604 mm 以下 ユニットサイズ：W500×H500×D71mm 程度 ユニット解像度：W192×H192Pixel 以上 曲面設定：-5/-2/5/0/+2.5/+5deg 程度 輝度：1,000nit（ホワイトバランス時）程度 視認範囲：左右 140 度、上下 140 度程度 入力電源：AC100V/200V 程度  ※ユニット間ケーブルを含む	映像センター	AVC-DR2.6R
2	LED 制御ユニット	データ入力：3G-SDI、HDMI、DVI データ出力：LAN 輝度調整：128 段階 外形サイズ：EIA 1U 入力電源：100V/200V 程度 台数：4 台	NOVASTAR	VX1000S
<b>映像・音響機器関連</b>				
3	4K マトリクススイッチャー	1 台	IMAGENICS	UHX-1616
4	マルチディスプレイコントローラー	1 台	ジャパンマテリアル	GEBOX G413
5	フレームシンクロナイザー	3 台	IMAGENICS	RS-U15
6	HDMI オーディオ分離器	2 台	IMAGENICS	CRO-AE19
7	無線映像伝送機	2 台	BenQ	WDC-10
8	HDMI 変換延長伝送機	5 台	IMAGENICS	CRO-HE25TX
9	HDMI 変換延長伝送機	5 台	IMAGENICS	CRO-HE25RX
10	確認用 3 連モニター	1 台	MUXLAB	MUX-PV500840
11	ラックマウントミキサー	1 台	YAMAHA	TF-RACK
12	Dante カード	1 台	YAMAHA	NY64-D
13	I/O ユニット	1 台	YAMAHA	Tio1608-D2
14	シグナルプロセッサ	1 台	YAMAHA	MRX7-D
15	パワーアンプ	1 台	YAMAHA	PC406-DI
16	ペンタントスピーカー	10 対	JBL	Control64P/T
17	L2 スイッチング HUB	1 台	YAMAHA	SWR2311P-10G
<b>制御機器関連</b>				
18	AV 制御コントローラー	1 式	AMX	NX-4200
19	タッチパネル	1 式	AMX	TPC-IPA
20	機器収納架	2 式	日東工業	FS70-620EN
21	電源ユニット	2 台	Panasonic	WU-LP067

22	ラック周辺機器	1 式		
----	---------	-----	--	--

# 希望票 兼 秘密保持誓約書

令和 年 月 日

Sushi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会 御中

当社は、【大型ステージビジョン等の買入れ】に応募いたします。なお、応募にあたっては、裏面にある誓約事項について誓約します。

商号又は名称

所在地

代表者指名

東京都入札参加資格における営業種目及び格付順位

担当者名

担当者所属

連絡先電話番号

メールアドレス

<誓約事項>

1 本契約への参加にあたり、SusHi Tech Tokyo2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会（以下、実行委員会という。）から指名通知以降に提供される全ての情報及び資料（以下「本秘密情報」という。）について、厳に秘密を保持するものとし、2に記載する目的以外で、実行委員会の書面による承諾なく、複写又は複製し、若しくは第三者に開示、遺漏しないことを固く誓約します。

なお、実行委員会の承諾を得て複写・複製する場合には、当該複写・複製物についても本秘密情報として扱います。また、実行委員会の承諾を得て第三者に本秘密情報を開示する場合は、本誓約事項に定めるのと同等の義務を当該第三者に負わせることを誓約します。

2 本秘密情報を本契約手続以外のいかなる目的にも使用しません。

3 実行委員会からの要請があった場合は、本秘密情報が含まれる一切の資料を直ちに返還又は廃棄することを誓約します。

4 自己の責に帰すべき事由（1に基づき本秘密情報を開示した第三者の責に帰すべき事由を含む。）により、本秘密情報が漏洩し、これにより実行委員会に損害を与えたときは、実行委員会に対してその一切の損害を賠償することを確約します。

# 辞退届

令和 年 月 日

SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会 御中

大型ステージビジョン等の買入れの応募を辞退します。

貴社名

住所

代表者

印

担当部課及び担当者名

連絡先電話番号

メールアドレス

辞退理由

## 質 問 票

件 名	大型ステージビジョン等の買入れ
質問事項	
質問者 (必ず記載)	貴 社 名 : 担 当 者 氏 名 : 電 話 番 号 : メールアドレス :  ※質問の回答は記載されたメールアドレスあてに送付させていただきます。

令和6年2月1日（木）午前9時から令和6年2月5日（月）正午までの期間に電子メール（S1130102(at)section.metro.tokyo.jp）にてお送りください。

お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。

## 競争入札募集要領

### 第1 発注情報

#### 1 件名

大型ステージビジョン等の買入れ

#### 2 履行場所

SusHi Tech Square（東京都千代田区丸の内三丁目8番3号）

#### 3 概要

LED モニター及びその周辺機器を買入れる。詳細は仕様書のとおり。

#### 4 履行期限

令和6年5月12日

#### 5 契約方法

希望制指名競争入札

#### 6 開札予定日時

令和6年2月8日14時00分

#### 7 希望申請期間

令和6年1月24日15時00分から令和6年1月30日17時00分

#### 8 希望申請場所

電子メールによる。

「第3 問合せ先」に記載したメールアドレスへ、「希望票兼秘密保持誓約書」を提出すること。なお、東京都の物品買入れ等競争入札参加資格証の写しを添付すること。

#### 9 質問期間

令和6年2月1日（木）午前9時から令和6年2月5日（月）正午まで。

「第3 問合せ先」に記載したメールアドレスへ「質問票」を提出すること。なお、質問がない場合についても、「質問票」に質問がない旨を記入し、電子メールで提出すること。

10 仕様説明会

令和6年2月1日(予定)

「2 履行場所」現地での実施を予定している。詳細は指名のあったものに対して別途通知する。なお、指名者数によっては、仕様説明会を複数日設けることがある。

11 配布資料等

(1) 仕様書

なお、指名通知後に、指名のあった者に対しては追加の資料を配布する。

12 辞退

(1) 希望申請した者は、入札時まで、いつでも入札参加を辞退することができる。

(2) 希望申請した者が入札参加を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行う。

(ア) 入札前においては、「第3 問合せ先」に記載したメールアドレスへ、辞退届を提出すること。

(イ) 入札中においては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入する。

(3) 入札参加を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

13 希望申請要件

(1) 東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「事務機器・情報処理用機器」または「映像等制作」の「A」または「B」または「C」の等級に格付けされていること。

(2) 以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの

(イ) 東京都から指名停止措置を受けているもの

(ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人

(エ) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中であるもの

(3) 希望票兼秘密保持誓約書に記載の誓約事項に誓約すること。

(4) 仕様説明会に参加すること。

14 発注情報備考

(1) 希望票の提出があっても必ず指名されるとはかぎりません。

(2) 指名通知は、令和6年1月31日(水)に行う予定です。

(3) 仕様に関する問合せは、「9 質問期間」内に行うことができます。

(4) 質問への回答は令和6年2月6日(火)に行う予定です。なお、回答は回答日時点で辞退届を提出していない参加者全員に対し、電子メールで送付します。

※参加者からの質問がなかった場合には回答は行いません

(5) 契約締結にあたっては東京都の契約規程に準拠し、東京都契約事務規則第37条第一項に定める東京都標準契約書を使用します。

(6) 契約代金は、全ての業務の履行を確認後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括して支払います。

(7) 本契約は、「SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム 実行委員会」(以下、「実行委員会」という。)令和6年度収支予算が、令和6年3月31日までに実行委員会で可決された場合において、令和6年4月1日に確定します。

(8) 本契約の開札後に実施される契約管理委員会の契約締結前審査を経て、落札者が決定します。落札候補者は、必要に応じて当該審査にご協力いただく場合があります。

## 第2 競争入札参加情報

### 1 入札の基本的事項

(1) 入札参加者は、発注者から指示された図面、仕様書、内訳書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

(2) 図面、仕様書及び内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

(3) 入札は、総価により行わなければならない。

### 2 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札参加者は、入札前に予定価格及び他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

### 3 入札

- (1) 入札参加者は、発注者が指定する入札書に必要な事項を記載し、署名又は記名押印の上、封をして、あらかじめ指名通知において示した日時及び場所において、実行委員会の担当者の指示により入札箱に投入しなければならない。
- (2) 入札は、代理人に行わせることができる。この場合においては、当該代理人に入札前に委任状を提出させなければならない。

### 4 入札書の書換え等の禁止

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### 5 開札

- (1) 開札は、入札の終了後、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない実行委員会担当者を立ち合わせる。

### 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のしたもの
- (2) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に署名及び記名押印のいずれもないもの
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したものの入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの
- (4) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係るもの
- (5) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (6) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (7) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (8) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

### 7 落札者及び落札予定者

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。

### 8 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- (2) 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。
- (3) 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当

該入札が6の規定により無効とされなかったものに限る。

- (4) 再度入札において入札参加者が入札を辞退するときは、実行委員会の担当者等が指定した当該再度入札締切日時までに、その旨の書面を担当者等に直接持参するか、「第3 問合せ先」に記載したメールアドレスへ送付するものとする。

9 くじによる落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 前2項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない実行委員会の担当者がくじを引くものとする。

第3 問合せ先

SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会事務局  
(東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部スタートアップ推進課内)  
住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第一本庁舎14階  
電話：03-5388-2106  
メールアドレス：S1130102(at)section.metro.tokyo.jp  
お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。